参考様式第5－1号

神　経　西　第　493　号
令　和　8　年　11　月　13　日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長　久元　喜造

市町村名 （市町村コード）	神戸市 （28100）
地域名 （地域内農業集落名）	押部谷地区 （西盛集落）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年11月13日 （第9回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・人口減少と高齢化を起因とした農業の担い手不足のため、草刈りなどの日々の管理が困難になってきている。
・農地の面積が小さいと機械を入れることが困難だったり、逆に大きいと一人では作業ができない。また、営業や販売などで農作業に集中することができない。
・水路やパイプラインが古くなってきており、日々の清掃などの管理や修繕費の捻出などが困難になってきている。また、水圧が弱かったり凍結することもあり、使用するのも困難になってきている。
・農業の収入では新しい農業機械を購入することも既存の機械の修理もできない。そのため、機械が壊れたら農業をやめないといけない。
・耕作放棄地の増加に伴い、草刈りなど管理されない農地も年々増えてきている。
・米の買い取り価格が低いため、農業での収入が少なく農業を継続することが困難である。
・集落営農を考えたが、主体的に動ける者がおらず、結局農地を地区外の方等に貸す人が増えた。

（2）　地域における農業の将来の在り方

・水が豊かな地域ということもあり、米や野菜づくりには適している地区であることを利用して、ブランディングを行う。
・米（ヒノヒカリ、キヌムスメ）、もち米、イチゴ、家庭で使用する季節野菜を主要作物として生産する。
・新規作物として、ビワやミカン、ネーブル、ブルーベリーといった果樹類の生産や、ハウス栽培におけるアボカドの生産の可能性についても検討する。
・新規就農者を受け入れつつ、さらに農業を担う者を募り、地域全体の農地の利用を目指す。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積		27.0　ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積（栄・押部・福住・西盛）	86.5　ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
・総会等を通じて今一度農家全員の意向を確認のうえ、農地バンクを通じ、段階的に農地の集積・集約化をすすめ、団地面積の拡大を図る。
（2）農地中間管理機構の活用方針
・「農業を担う者」のいない農地等については、農地バンクへの貸付けを進め、「農業を担う者」による農地利用を検討する。
（3）基盤整備事業への取組方針
・必要に応じて検討する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新規就農者を地区内外から受け入れるために、移住定住ができる環境づくりとして空き家情報なども集めておく。 ・草刈りのアルバイトや機械作業の有償委託などができる環境をつくる。 ・地域のPRをはじめ、アルバイトや作業委託などの情報発信や意見交換ができるツールや場の準備を行う。 ・新規就農者等に対して、農業機械操作などの定期的な勉強会の開催を検討する。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。